



2009/03/01 第1版
2012/10/01 第2版
2017/03/01 第3版
2020/09/01 第4版
2022/12/01 第5版

解体工事実施のガイドライン

～ 木造建築物の解体工事を中心とした工事実施の手引き ～

茨城県土木部検査指導課

はじめに

本ガイドラインは、茨城県内における“一般的な民間木造建築物の解体工事”の安全かつ円滑な実施を目的として、解体工事の受注者向けに作成したものです。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号。以下、建設リサイクル法という。）により規定されている手続きを中心に構成していますが、法令の規定がないものでも、工事を実施するために重要になる事項について併せて解説しています。

本ガイドラインで使用する用語は、建設リサイクル法の定めるところによります。

目 次

項 目	ページ
1 解体工事を請け負うことができる者	P. 1
2 分別解体及び再資源化等の実施義務	P. 2
3 事前調査の実施と解体工事計画の策定	P. 3 -
3. 1 事前調査	P. 3
3. 2 解体工事計画	P. 7
4 解体工事費の積算及び見積	P.10 -
4. 1 解体工事費の積算	P.10
4. 2 解体工事費の見積	P.10
5 請負契約手続きと事前措置等	P.12 -
5. 1 発注者に対する事前説明と下請負人に対する告知	P.12
5. 2 工事請負契約	P.15
5. 3 各種届出、手配等の確認	P.17
5. 4 事前措置に伴う作業	P.18
6 施工	P.21 -
6. 1 工事管理	P.21
6. 2 準備作業	P.22
6. 3 仮設作業	P.23
6. 4 解体作業	P.23
7 解体工事完了後の管理	P.24 -
7. 1 マニフェストの確認	P.24
7. 2 発注者への報告等	P.24
7. 3 各種書類、報告書等の管理・保管	P.24
8 建設リサイクル法による罰則	P.26
9 その他（参考資料）	P.27 -
9. 1 木造建築物の解体工事実施例	P.27
9. 2 届出書記載例	P.33
9. 3 廃棄物排出原単位	P.41

1 解体工事を請け負うことができる者

解体工事業（建築物等を除却するための解体工事を請け負う営業）を営もうとする者は、建設業法（昭和二十四年法律第百号）の規定による許可（解体工事業、土木工事業、建築工事業のいずれか）を取得するか、建設リサイクル法の規定による解体工事業の登録を受ける必要があります。許可又は登録により請け負うことができる工事の範囲は、表1のとおりになります。

ただし、令和元年5月31日以降、「とび・土工工事業」の許可では解体工事業を行うことはできません。

表1 解体工事を請け負うことができる許可・登録区分

解体工事（解体工事を含む工事）の種類及び元請工事の受注条件		許可、登録区分	解体工事業登録業者	建設業許可業者			
				解体工事業者	土木工事業業者	建築工事業業者	その他の専門工事業業者
① 工作物の解体等を行う工事（②～⑥を除く）	請負代金の額	500万円未満	○	○	○	○	×
		500万円以上	×	○	×	×	×
② 総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事の中に解体工事が含まれる工事 ※1 ※5	請負代金の額	500万円未満	○	○	○	○	×
		500万円以上	×	×	○ ※7	×	×
③ 総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を解体する工事 ※2	請負代金の額	500万円未満 ※5	○	○	○	○	×
		500万円以上	×	×	○ ※7	×	×
④ 総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事の中に解体工事が含まれる工事 ※1 ※5	請負代金の額	1500万円未満又は150㎡未満の木造住宅	○	○	○	○	×
		1500万円以上又は150㎡未満の木造住宅以外	×	×	×	○ ※7	×
⑤ 総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を解体する工事 ※3	請負代金の額又は延面積	1500万円未満又は150㎡未満の木造住宅 ※6	○	○	○	○	×
		1500万円以上又は150㎡未満の木造住宅以外	×	×	×	○ ※7	×
⑥ 主たる専門工事により生じる附帯的な解体工事を含む工事（①～⑤を除く） ※4	請負代金の額	500万円未満	○	○	○	○	○
		500万円以上	×	×	×	×	○ ※7

※1) 例えば、複数の種類の専門工事で構成されている建設工事に解体工事がある場合

※2) 例えば、幹線道路上の立体交差の解体など、総合調整が必要な解体工事

※3) 例えば、高層ビルの解体など、総合調整が必要な解体工事

※4) 請け負った建設工事（主たる専門工事+附帯的な解体工事）は、「建築物等を除去するための解体工事」に該当しないため、業登録は不要。なお、下請施工される場合、下請負人が行う解体工事の種類は①となる。このため、下請金額に応じて、請け負うことができる業者は異なる。

※5) この工事中の解体工事を下請施工させる場合、下請負人が行う解体工事の種類は①となる。このため、下請金額に応じて、請け負うことができる業者は異なる。

※6) 現状としてこれに該当する工事はほとんどないと考えられる。

※7) 解体工事（②④⑥の工事の場合はこれに含まれる解体工事）を自ら施工する場合は、500万円以上のときは建設業法第26条の2に規定する技術者を置くことが必要。また、下請施工させる場合は、下請負人が行う解体工事の種類は①となる。このため、下請金額に応じて、請け負うことができる業者は異なる。

④に該当する建設工事についての留意事項

- ・500万円未満の解体工事①を下請させる場合、当該下請工事の受注者は、登録免除許可業者又は登録業者であることが必要となる。
- ・500万円以上の解体工事①を下請させる場合、当該下請工事の受注者は解体工事業業者であることが必要となる。

2 分別解体及び再資源化等の実施義務

解体工事の受注者は、分別解体及び建設廃棄物の再資源化等の推進、最終処分量の削減に努める必要があります。

建設リサイクル法では、特定建設資材（表2参照）を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、一定規模以上の工事（対象建設工事という。表3参照）については、その受注者に対して、一定の技術基準（表4参照）に従った分別解体及び再資源化等の実施が義務付けられています。

なお、対象建設工事に該当しない場合であっても、建設リサイクルを推進する観点から、可能な限り分別解体及び再資源化等を実施するように努めてください。

表2 特定建設資材

特定建設資材	具体例
コンクリート	現場打ちコンクリート（無筋コンクリート、鉄筋コンクリート、P Cコンクリート、鉄筋鉄骨コンクリート等）、無筋コンクリート二次製品 等
コンクリート及び鉄から成る建設資材	有筋のコンクリート二次製品（鉄筋コンクリート二次製品、P Cコンクリート二次製品、鉄骨鉄筋コンクリート二次製品） 等
アスファルト・コンクリート	アスファルト混合物 等
木材	木材製品 等

表3 対象建設工事

工事の種類		規模の基準
建築物	解体工事	床面積の合計80㎡以上
	新築・増築工事	床面積（増築部分）の合計500㎡以上
	修繕又は模様替工事（リフォーム等）	請負金額 1 億円以上
その他の工作物に関する工事（土木工事等）		請負金額500万円以上

表4 一定の技術基準

分別解体等の実施手順	
(1) 対象建築物等に関する調査の実施	(1)→(4)、①→④ の順序で実施する
(2) 分別解体等の計画等の策定	
(3) 工事着手前に講じる措置の実施	
(4) 工事の実施〔標準的な作業手順〕	
○建築物の解体の場合	○土木構造物の解体の場合
①建築設備・内装材等の取り外し	①土木構造物の付属物の取り壊し
②屋根ふき材の取り外し	②土木構造物本体の取り壊し
③外装材・上部構造部分の取り壊し	③基礎・基礎ぐいの取り壊し
④基礎及び外構の取り壊し	

3 事前調査の実施と解体工事計画の策定

適切な分別解体及び建設廃棄物の再資源化等を実施するためには、解体する対象建築物の事前調査を十分に行ったうえで、綿密な解体工事計画を策定することが重要です。

3.1 事前調査

(1) 建設リサイクル法の規定による事前調査

事前調査は、対象建築物や敷地周辺の状況等の解体工事計画の策定に必要な事項を適切に把握することを目的に行うものです。事前調査は、次の項目について実施します。

- a. 対象建築物の設計図書等の有無の確認
- b. 対象建築物の確認
- c. 周辺状況の確認
- d. 作業場所の確認
- e. 搬出経路の確認
- f. 残存物品の確認
- g. 特定建設資材等に付着した吹付け石綿等の有無の確認
- h. 持込先、再資源化施設の確認

※b～gは、建設リサイクル法により規定されている事前調査です。

調査の結果は、調査表（任意の様式、事前調査表の例参照）等に記録します。

(2) 石綿含有建材（アスベスト）に関する事前調査等

石綿による環境汚染、健康被害を防止するために、労働安全衛生法等の関係法令により、石綿含有建材に係る事前調査、届出、飛散防止対策等が規定されています。

石綿の取り扱いに係る概要は、飛散性のレベルにより、表5のとおりになります。

表5 石綿含有建材の取り扱い概要

必要な手続き	レベル1 発じん性が 著しく高い	レベル2 発じん性が 高い	レベル3 発じん性が 比較的低い	備考
事前調査の実施 ・結果保管	○	○	○	石綿障害予防規則第3条 アスベスト6種(※)について含有 の有無を調査 事前調査は原則全ての工事が対象
作業計画の作成 ・周知	○	○	○	石綿障害予防規則第4条
建設工事計画届	○	○	-	安全衛生法第88条 14日前までに 労働基準監督署長宛提出
建築物解体等 作業届	○	○	-	石綿障害予防規則第5条 作業前に 労働基準監督署長宛提出
特定粉じん排出等 作業実施届出書	○	○	-	大気汚染防止法第18条の17 14日前までに県知事宛提出
建材の例	吹付け石綿、 石綿含有吹付け ロックウール	耐火被覆材(ケイ カル板2種)、 断熱材(煙突、屋 根折版)、保温材	スレート、 石綿含有吸音板	

※アスベスト6種 クリソタイル、クロシドライト、アモサイト、アンソフィライト、トレモライト、アクチノライト

関係法令の詳細については、表6及び表7の法令を所管する各窓口にお問い合わせください。

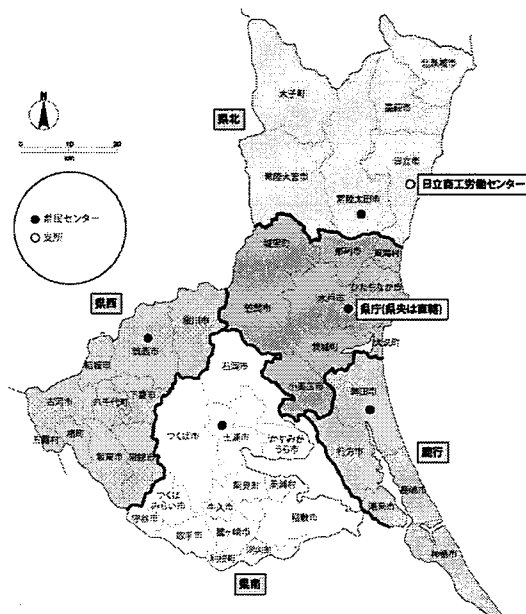
表6 労働安全衛生法／石綿障害予防規則に関する窓口

名称	電話番号	住所	管轄
労働基準監督署 水戸	029-277-7916	水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎3階	水戸市、常陸太田市、ひたちなか市、 常陸大宮市、那珂市、笠間市、茨城町、 大洗町、城里町、大子町、東海村
日立	0294-88-3980	日立市幸町2-9-4	日立市、高萩市、北茨城市
土浦	029-882-7021	土浦市中央1838 土浦労働総合庁舎4階	土浦市、石岡市、つくば市、 かすみがうら市、小美玉市、阿見町
筑西	0296-22-4564	筑西市 下中山581-2	筑西市、結城市、下妻市、桜川市、 八千代町
古河	0280-32-3232	古河市東3-7-32	古河市、境町、五霞町
常総	0297-22-0264	常総市 水海道淵頭町3114-4	常総市、守谷市、坂東市、 つくばみらい市
龍ヶ崎	0297-62-3331	龍ヶ崎市 川原代町4区6336-1	龍ヶ崎市、取手市、牛久市、稲敷市、 利根町、河内町、美浦村
鹿嶋	0299-83-8461	鹿嶋市 宮中1995-1	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、 鉾田市

表7 大気汚染防止法に関する窓口

名称	電話番号	住所
県民生活環境部環境政策課県央環境保全室	029-301-3044	水戸市笠原町978-6
県北県民センター環境・保安課	0294-80-3355	常陸太田市山下町4119
鹿行県民センター環境・保安課	0291-33-6056	鉾田市鉾田1367-3
県南県民センター環境・保安課	029-822-7048	土浦市真鍋5-17-26
県西県民センター環境・保安課	0296-24-9134	筑西市二木成615
つくば市生活環境部環境保全課 ※一般粉じんについてのみ	029-883-1111(代)	つくば市研究学園一丁目1番地1
古河市民生部環境課	0280-76-1511(代)	古河市仁連2065
笠間市民生活部環境政策課	0296-77-1101(代)	笠間市中央3-2-1
水戸市生活環境部環境保全課	029-244-1111(代)	水戸市中央1-4-1
ひたちなか市経済環境部環境政策課	029-273-0111(代)	ひたちなか市東石川2-10-1
筑西市市民環境部環境課	0296-24-2130(代)	筑西市丙360

(参考) 県民センター管轄図



〈事前調査表の例〉

事前調査表

調査日： 年 月 日

調査員：

元請業者		解体工事業者	
物件名		調査立会人	
所在地			
図面の有無	有・無	案内図・配置図・平面図・立面図・矩計図・基礎伏図・建物仕上表・	
		電気設備配線図・給排水設備配管図・その他()	

1.対象建築物の確認(建物仕様と工事範囲)

建物仕様		その他の部位	工事範囲	内容・方法	数量等
構造	造	外土間			
階数	1F・2F	門扉			
築年数	年	物置等			
屋根葺材		浄化槽			
外装仕上		井戸			
建物基礎		植木			
建築面積	m ²	その他			
延べ面積	m ²				

2.周辺状況の確認(近隣状況)

調査項目		内容			
近隣施設	有・無	施設の種類			
		施設の位置			
敷地境界との距離・高低差	有・無	東:	西:	南:	北:
近隣建物の欠損	有・無				
道路面の欠損	有・無				
境界杭	有・無	東: 有・無	西: 有・無	南: 有・無	北: 有・無
その他	有・無				
近隣対策	要・不要				
振動・騒音届	要・不要				

3.作業場所の確認(敷地状況)

調査項目		内容
分別作業スペース	有・無	
敷地内駐車スペース	有・無	
敷地の接道条件 道路との高低差	有・無	
空中障害物	有・無	防護管設置 要・不要 電線・電話線・CATV・樹木
地中障害物	有・無	給排水管・ガス管・浄化槽・樹 その他()
地盤の強度地質	有・無	
その他	有・無	

4.搬出経路等の確認

調査項目	内容
道路の幅員	
進入制限	
私道使用条件	
道路上の障害物	
通学路の有無・交通量	(通学路) 有・無
搬出先の再資源化施設	
上記施設までの搬出距離	
使用車両	
使用回送車	
道路関係許可	(道路使用許可) 要・不要 (道路占用許可) 要・不要
誘導員	要・不要

5.残存物品の有無の確認

6.特定建設資材等に付着したものの有無の確認

7.その他(調査上気付いた事柄)

3. 2 解体工事計画

解体工事計画は、工事を安全かつ円滑に進めるために不可欠なものであり、準備作業計画、仮設計画及び分別解体等の計画等の工事に関する一連の事項について計画します。

解体工事計画の立案においては、事前調査で得た情報を適切に盛り込むことが重要です。

(1) 解体工法の選定

木造建築物を解体する場合は、次の解体工法のいずれかを選定します。

- a. 手作業による分別解体工法
- b. 手作業・機械作業併用による分別解体工法

“手作業による分別解体工法”と“手作業・機械作業併用による分別解体工法”は、建設リサイクル法の規定による解体工法です。建築物の構造等を勘案し、各解体工法の特徴を踏まえたいうえで選定する必要があります。

なお、建設リサイクル法では、建築設備、内装材等及び屋根ふき材の取り外しについては、原則として、“手作業による分別解体工法”によることが規定されています。

(2) 分別解体等の計画等

建設リサイクル法では、対象建設工事の受注予定者（元請予定者）は、その工事の発注者に対し、工事請負契約の前に書面を交付して、分別解体等の計画等について説明することが規定されています。これは“建設廃棄物の再資源化等に掛かる費用を適正に負担しなければならないこと”について、工事の発注者の理解を得るためにも重要な規定です。

このため、単なる工事計画の内容に止まらず、積算・見積との関係がより明確に分かるようにすることが重要です。分別解体等の計画等に記載する項目は、次のとおりです。

- a. 建築物の構造
- b. 建築物に関する事前調査の結果
 - イ. 建築物の状況
 - ロ. 周辺状況
 - ハ. 作業場所の状況
 - ニ. 搬出経路の状況
 - ホ. 残存物品の有無
 - ヘ. 付着物の有無
 - ト. その他
- c. 工事着手前に実施する内容の措置
 - イ. 作業場所の確保
 - ロ. 搬出経路の確保
 - ハ. 残存物品の搬出の確認
 - ニ. 付着物の除去
 - ホ. その他
- d. 工程ごとの作業内容及び分別解体の方法
 - イ. 建築設備・内装材等
 - ロ. 屋根ふき材
 - ハ. 外装材・上部構造部分
 - ニ. 基礎・基礎ぐい
 - ホ. その他
- e. 工事工程の順序
- f. 建築物に用いられた建設資材の量の見込み
- g. 特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分

分別解体等の計画等は、建設リサイクル法第10条の規定による届出内容の一部と重複するため、届出書様式第1号の別表（届出書の別表／建築物に係る解体工事の記載例参照）を利用すると効率的です。

このほか、分別解体等により発生した建設廃棄物の再資源化等を推進するためには、次の事項についても把握しておくことが重要です。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> a. 再資源化等を行う建設廃棄物の品目及び量の見込み b. 建設廃棄物の搬出方法 c. 建設廃棄物の搬出先（再資源化等をするための施設） |
|--|

茨城県内の再資源化施設等の立地状況については、検査指導課建設リサイクル情報のホームページに掲載している「廃棄物施設再資源化施設一覧」を参考にしてください。

（3）その他の解体工事計画

解体工事を安全かつ円滑に実施するためには、表8の計画についても立案しておくことが重要です。

表8 その他の解体工事計画

計 画	内 容 等
準備作業計画	<ul style="list-style-type: none"> ①近隣条件（住宅、公共施設等）を踏まえた騒音・粉塵対策 ②障害物（引込配管、架線、道路状況、樹木、門塙、地中障害物等）の事前措置 ③規制・交通条件等（道路使用許可・届出、交通誘導員の配置等） ④その他
仮設計画	<ul style="list-style-type: none"> ①足場計画（足場、養生シート等） ②その他（敷き鉄板等）



分別解体等の計画等

建築物の構造		<input checked="" type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他()		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 <u>40</u> 年、棟数 <u>1</u> 棟 その他()		
	周辺状況	周辺にある施設 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input checked="" type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約 <u>1</u> m その他(<u>住宅密集地</u>)		
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input checked="" type="checkbox"/> 不十分 その他()	隣地使用の承諾済、道路使用許可済	
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input checked="" type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 <u>4</u> m 通学路 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他(<u>大型車通行不可</u>)	交通整理の常駐 2トントラックで搬出	
	残存物品	<input checked="" type="checkbox"/> 有(<u>エアコン</u>) <input type="checkbox"/> 無	工事施工までに搬出する	
	特定建設資材への付着物	石綿	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 飛散性石綿(吹付け石綿、石綿吹付けロックウール等) <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿(石綿含有ビニール床タイル等)	<input type="checkbox"/> 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿の適正処理の実施 <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿の適正処理の実施
		その他	<input type="checkbox"/> 有() <input checked="" type="checkbox"/> 無()	
【石綿関係の記載】 ①特定建設資材に付着している場合 ②特定建設資材に付着していない場合	その他	石綿	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 飛散性石綿【吹付け】(鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹付けられた石綿) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿【吹付けではない】(石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材等) <input checked="" type="checkbox"/> 非飛散性石綿(石綿含有スレート板等)	<input type="checkbox"/> 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿の適正処理の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 非飛散性石綿の適正処理の実施
		その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> フロン類使用機器(業務用エアコン、業務用冷凍冷蔵機器等)	<input checked="" type="checkbox"/> フロン類回収済み <input type="checkbox"/> フロン類回収予定
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程		作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤その他()	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序		<input checked="" type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input type="checkbox"/> その他() その他の場合の理由()		
□内装材に木材が含まれる場合		<input type="checkbox"/> ①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し <input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可 不可の場合の理由(<u>建築物の構造上取り外しができないため</u>)		
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		40 トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分(注)
		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	25 トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input checked="" type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
	<input checked="" type="checkbox"/> 建設発生木材	10 トン	<input checked="" type="checkbox"/> ① <input checked="" type="checkbox"/> ② <input checked="" type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤	
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他				
備考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

4 解体工事費の積算及び見積

積算は、事前調査の結果と解体工事計画の内容を十分に反映させて、解体工事の費用が適正であることの“根拠”にする必要があります。このため、解体工事費、収集運搬費及び建設廃棄物の再資源化等に要する費用は、それぞれ明確に区分して積算します。

見積は、解体工事の受注者が作成します。

4.1 解体工事の積算

(1) 基本事項

解体工事の費用を適正に積算することは、分別解体及び建設廃棄物の再資源化等の適切な実施と工事の安全を確保するための大前提になります。

工事の発注者は、その費用を適正に負担することが建設リサイクル法により義務付けられています。このため、工事の発注者が適正と判断できる内容にする必要があります。

(2) 積算の根拠

積算にあたっては、事前調査の結果と解体工事計画の内容のほか、当該現場の特殊性等を考慮したうえで積算項目を的確に盛り込む必要があります。

(3) 解体工事費と建設廃棄物の処理費

建設リサイクル法の規定による対象建設工事については、“解体工事に要する費用”と“建設廃棄物の再資源化等に要する費用”を工事請負契約書に記載することが義務付けられています。

特に、解体工事に要する全費用に占める建設廃棄物の処理費の比率は、年々高くなっている状況にあるため、このことを工事の発注者に十分理解してもらうためにも、両者を明確に区分して積算する必要があります。

4.2 解体工事費の見積

木造建築物の解体工事費の見積は、一般的に“建築物に使用されている資材の量”と“投入人工数”から算出します。

見積の書式は定型化されていないため、一般的な見積書として「解体工事見積書の例」を参考にしてください。

〈解体工事見積書の例〉

項目		摘要	数量	単位	人工数	単価	金額
仮設	外部足場			m2			
	養生シート			m2			
	仮設水道・仮設トイレ			式			
	清掃・あと片付け			m2			
	a. 小計						
設備撤去	浴槽・ユニットバス撤去			ヶ所			
	キッチン・洗面台撤去			ヶ所			
	エアコン撤去	運搬・処分共		台			
	b. 小計						
本体解体	内部建具撤去	手作業		ヶ所			
	外部建具撤去	手作業		ヶ所			
	石膏ボード撤去	手作業		m2			
	屋根ふき材撤去	手作業		m2			
	躯体撤去（木造軸組）	手作業・機械作業		m2			
	コンクリート基礎撤去	手作業・機械作業		m3			
c. 小計							
付帯	C B 塀撤去			m2			
	物置撤去			m2			
	ネットフェンス撤去			m2			
	土間コンクリート撤去			m2			
	樹木・植栽撤去			本			
	F R P 浄化槽撤去	汲み取り別途		台			
	井戸埋戻し			ヶ所			
	鉄骨階段			ヶ所			
	小運搬	人力・機械		式			
d. 小計							
運搬	運搬車輛	4t		台			
	運搬車輛	2t		台			
	e. 小計						
再資源化・処分	コンクリート塊			m3			
	アスファルト・コンクリート塊			m3			
	木くず			m3			
	廃プラスチック			m3			
	金属くず			m3			
	廃石膏ボード			m3			
	安定型混合廃棄物			m3			
	管理型混合廃棄物			m3			
f. 小計							
合計 (a+b+c+d+e+f)							
消費税							
総合計							
別途	建物内外残置物	処分		式			
	浄化槽内汲み取り			式			
	小計						

5 請負契約手続きと事前措置等

建設リサイクル法では、工事請負契約に関連した様々な手続きが規定されています。

また、工事請負契約の締結後は、解体工事を計画どおり実施するために、事前措置等を行います。

5. 1 発注者に対する事前説明と下請負人に対する告知

建設リサイクル法の規定による対象建設工事の受注予定者（元請予定者）は、その工事の発注者に対し、工事請負契約の前に書面を交付して、分別解体等の計画等について事前説明を行う義務があります。

また、対象建設工事の受注者は、下請負人に対し、下請負契約前に、その工事の発注者が都道府県知事等に届け出た内容について告知を行う義務があります。

（1）工事の発注者に対する事前説明

建設リサイクル法では、対象建設工事の受注予定者（元請予定者）は、その工事の発注者に対し、工事請負契約の前に書面を交付して、次の事項を説明することが規定されています。

- a. 解体する建築物等の構造
- b. 工事着手の時期及び工程の概要
- c. 分別解体等の計画
- d. 解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

説明の際には、事前調査表、解体工事見積書等の関係資料を必要に応じて提示したうえで、工事の発注者に対して事前説明を行うように努めます。

特に、解体工事の見積書については、“解体工事計画等と見積金額との関係“や”解体費、収集運搬費及び建設廃棄物の再資源化等に要する費用“が理解しやすいように作成し、その金額が適正な根拠によることが判るように説明する必要があります。

事前説明の書面については、法令上様式の規定がありませんので、「事前説明書の例（建設リサイクル法第10条の規定による届出書の別表等を添付資料とした例）」を参考にしてください。

（2）下請負人に対する告知

建設リサイクル法では、対象建設工事の受注者は、下請負人に対し、下請負契約前に、その工事の発注者が都道府県知事等に届け出た内容について告知することが規定されています。

対象建設工事の受注者は、告知内容を検討する時間を考慮して、下請負人に前もって関係資料を渡しておく等の配慮が必要です。

告知の書面については、法令上様式の規定がありませんので、「告知書の例（建設リサイクル法第10条の規定による届出書等を添付資料とした例）」を参考にしてください。

〈事前説明書の例〉

説 明 書

年 月 日

(工事の発注者)

殿

住所 (法人にあっては所在地)

氏名 (人にあってはその名称及び代表者の氏名)

電話番号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第12条第1項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等について下記のとおり説明します。

記

1. 工事の名称
2. 工事の場所
3. 説明内容 添付資料のとおり
4. 添付資料
 - (1) 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(平成14年国土交通省令第17号)別記様式第1号別表1から別表3までのうち該当するものに必要事項を記載したもの
 - (2) 工程の概要を示す資料

注 工程の概要を示す資料は、できるだけ図面、表等を使用して作成すること。また、工事着手の時期を明確に表示すること。

公共建設工事においては、発注者が様式を定めている場合がありますので、ご注意ください。

〈告知書の例〉

告 知 書

年 月 日

(下請負人)

殿

住所（法人にあつては所在地）

氏名（人にあつてはその名称及び代表者の氏名）

電話番号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第12条第2項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について下記のとおり告知します。

記

1. 工事の名称
2. 工事の場所
3. 告知内容 添付資料のとおり
4. 添付資料
 - (1) 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）別記様式第1号の届出書及び別表1から別表3までのうち該当するものに必要事項を記載したもの
 - (2) 建築物等の設計図又は写真
 - (3) 工程の概要を示す資料及び付近見取り図（案内図）

5. 2 工事請負契約

建設リサイクル法では、工事の発注者の責務として、分別解体及び建設廃棄物の再資源化等に要する費用を適正に負担することが規定されています。このため、これらに掛かる費用を明確にした見積書によって契約が締結される必要があります。

(1) 解体工事請負契約書

解体工事の見積書は、解体工事請負契約書を構成する重要な図書であるため、解体工事の受注者は、その工事の発注者に対して見積内容を十分に説明したうえで、契約を締結します。

建設リサイクル法の規定による対象建設工事については、建設業法に規定されている必要項目のほかに、次の重要事項を解体工事請負契約書に記載することが規定されています。

- a. 分別解体等の方法
- b. 解体工事に要する費用
- c. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- d. 再資源化等に要する費用

重要事項に係る部分の工事請負契約書の作成方法については、「重要事項に係る部分の工事請負契約書の記載例」を参考にしてください。

(2) 下請負契約書

① 下請負基本契約

解体工事の受注者は、指定業者（協力業者）と下請負基本契約を締結しておき、その中から、解体工事の地域、規模、内容等を考慮し施工業者を定めます。

その後、次の手順で受発注の業務を行います。

- a. 解体工事の受注者は、工事の発注者と解体工事請負契約書を締結したのち、下請負人に発注書を発行します。
見積関連の資料は、下請負人が検討する時間を考慮して、前もって渡しておく等の配慮をするとともに、単に発注書を発行するだけでなく、発注書と告知書の整合性等を下請負人と確認します。
- b. 下請負人は、発行された発注書が告知書等と相違ないことを確認したうえで請書を作成し、解体工事の受注者に発行します。

なお、建設リサイクル法の規定による対象建設工事の下請負契約書には、建設業法に規定されている必要項目と併せて、上記（1）の重要事項を記載する必要があります。

② 下請負契約

解体工事の受注者は、下請負人と下請負基本契約によらずに契約する場合は、解体工事の地域、規模、内容等を考慮し解体工事の現場ごとに施工業者を定め、その工事の発注者が都道府県知事等に届け出た内容について告知をしたうえで、下請負契約を締結します。

なお、建設リサイクル法の規定による対象建設工事の下請負契約書には、建設業法に規定されている必要項目と併せて、上記（1）の重要事項を記載する必要があります。

〈重要事項に係る部分の工事請負契約書の記載例〉

建築物に係る解体工事

1 解体工事に要する費用（直接工事費） 円（消費税及び地方消費税を除く。）

- 注 1 解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用を記載すること。
2 仮設費及び運搬費は含まないこと。

2 再資源化等に要する費用（直接工事費） 円（消費税及び地方消費税を除く。）

- 注 運搬費を含むこと。

3 分別解体等の方法

	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	(1) 建築設備・ 内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（ ）
	(2) 屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（ ）
	(3) 外装材・ 上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	(4) 基礎・ 基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	(5) その他 ()	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

- 注 1 欄は、該当箇所に「レ」を付すこと。
2 分別解体等の方法の欄は、該当する場合のみ記載すること。

4 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

公共建設工事においては、発注者が様式を定めている場合がありますので、ご注意ください。

5. 3 各種届出、手配等の確認

解体工事の受注者は、工事に先立ち、その工事の発注者に“行政機関への各種届出等の状況”や“各種設備の中断手配等の状況”を確認して、工事が円滑に進捗するように注意します。

(1) 行政機関への各種届出

建設リサイクル法の規定による対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事着手の7日前までに届出書を都道府県知事等に届け出ることが義務付けられています。

届出書には、以下の事項を記載及び添付することが規定されています。

- 1) 解体する建築物等の構造
- 2) 工事着手の時期及び工程の概要
- 3) 分別解体等の計画
- 4) 解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み
- 5) その他主務省令で定める事項
 - ① 商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ② 工事の名称及び場所
 - ③ 工事の種類
 - ④ 工事の規模
 - ⑤ 請負契約によるか自ら施工するかの別
 - ⑥ 対象建設工事の元請業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ⑦ 元請業者が建設業者の場合
 - ア. 許可行政庁名、許可番号
 - イ. 主任技術者又は監理技術者の氏名
 - ⑧ 元請業者が解体工事業者の場合
 - ア. 登録行政庁名、登録番号
 - イ. 技術管理者の氏名
 - ⑨ 事前説明を受けた年月日
 - ⑩ 建築物等の設計図又は明瞭な写真
 - ⑪ 付近見取り図（案内図）

※⑩は、行政指導により添付をお願いしているものです。

上記の届出書は、法令で規定する所定の様式を使用します。様式とその記載例については、「9 その他（参考資料）」中の「9. 2 届出書記載例」を参考にしてください。また、届出書の提出窓口については、表9を参照してください。

建設リサイクル法の規定による届出は、対象建設工事の発注者による義務ですが、当該発注者は、分別解体及び建設廃棄物の再資源化等に関する知識や経験が少ないのが通常であるため、専門的知識を有する解体工事の受注者が率先して協力するように努める必要があります。

なお、解体工事に関する主な手続きについて表10のような手続きがあります。木造建築物の解体工事においては、全てが該当するわけではありませんが参考までに掲載しています。

(2) 各種設備の中断手配等の確認

解体工事に先立ち、中断・遮断しておくべき設備等としては、電気、ガス、電話、CATV等があります。解体工事の受注者は、その工事の発注者に対して、これらの手配の状況を確認するとともに、工事現場でもその状況を確認します

5. 4 事前措置に伴う作業

解体工事の受注者は、分別解体等の計画等に記載した「工事着手前に実施する措置」を行います。建設リサイクル法の規定による事前措置の内容は、以下のとおりです。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> a. 作業場所の確保 b. 搬出経路の確保 c. 残存物品の搬出の確認 d. その他（特定建設資材への付着物（石綿）の除去等） |
|--|

表9 届出書の提出窓口

工事の現場	届出(10条)	通知 (11条)	
	民間工事	公共工事	
		右記以外の工事	国・県工事
下記以外の市町村内	建築指導課 各県民センター建築指導課	県土木部 検査指導課	
水戸市・日立市・土浦市・古河市・高萩市・北茨城市・取手市・つくば市・ひたちなか市内	管轄する市の建築担当課		

〈担当窓口〉

R4.12月時点

担当窓口		住所・電話番号
県	土木部検査指導課	〒310-8555 水戸市笠原町 978-6 TEL. 029-301-4386(直)
	土木部都市局建築指導課 県央建築指導室	〒310-8555 水戸市笠原町 978-6 TEL. 029-301-4787(直)
	県北県民センター 建築指導課	〒313-0013 常陸太田市山下町 4119 TEL. 0294-80-3344(直)
	鹿行県民センター 建築指導課	〒311-1593 鉾田市鉾田 1367-3 TEL. 0291-33-4114(直)
	県南県民センター 建築指導課	〒300-0051 土浦市真鍋 5-17-26 TEL. 029-822-7079(直)
	県西県民センター 建築指導課	〒308-8510 筑西市二木成 615 TEL. 0296-24-9154(直)
市	水戸市 都市計画部建築指導課	〒310-8610 水戸市中央 1-4-1 TEL. 029-224-1111(代)
	日立市 都市建設部建築指導課	〒317-8601 日立市助川町 1-1-1 TEL. 0294-22-3111(代)
	土浦市 都市政策部建築指導課	〒300-8686 土浦市大和町 9-1 TEL. 029-826-1111(代)
	古河市 都市建設部建築指導課	〒306-0198 古河市仁連 2065 TEL. 0280-76-1511(代)
	高萩市 産業建設部都市建設課	〒318-8511 高萩市本町 1-100-1 TEL. 0293-23-1111(代)
	北茨城市 都市建設部都市計画課	〒319-1592 北茨城市磯原町磯原 1630 TEL. 0293-43-1111(代)
	取手市 都市整備部建築指導課	〒302-8585 取手市寺田 5139 TEL. 0297-74-2141(代)
	つくば市 都市計画部建築指導課	〒305-8555 つくば市研究学園 1-1-1 TEL. 029-883-1111(代)
	ひたちなか市 都市整備部建築指導課	〒312-8501 ひたちなか市東石川 2-10-1 TEL. 029-273-0111(代)

※各県民センターの管轄区域は、表7中の“(参考) 県民センター管轄図”を参照してください。

表10 解体工事に関する主な手続きの例

分類	許可申請・届出	提出先	提出時期	関係法令	備考
建物	建物滅失登記	法務局出張所	滅失した日から1ヶ月以内	不動産登記法	
	家屋滅失届	市町村	解体後		
	建築物除却届	都道府県 (建築主事)	解体前	建築基準法	
ライフライン等	電気使用廃止申込	電力会社			
	電話線等撤去申込	電話会社			
	水道使用中止届	市町村			
	ガス装置撤去申込	ガス会社			
石綿	建設工事計画届	労基署	開始14日前	安衛則	
	建築物解体等作業届	労基署	あらかじめ	石綿則	
	特定粉じん排出等作業実施届	都道府県、中核市、権限委譲市	開始14日前	大気汚染防止法	
PCB	PCB処分終了届出書	都道府県	処分後20日以内	PCB特措法	
環境	特定建設作業実施届	市町村	開始7日前	騒音規制法 振動規制法	
道路	道路工事許可	道路管理者	あらかじめ	道路法	
	道路占用許可	道路管理者	あらかじめ	道路法	
	特殊車両通行許可	道路管理者	あらかじめ	道路法	
	通行禁止道路通行許可申請	警察署	あらかじめ	道路交通法	
	道路使用許可	警察署	あらかじめ	道路交通法	
安全衛生	適用事業報告書	労基署	遅滞なく	労基法	
	特定元方事業開始報告	労基署	遅滞なく	安衛則	
	建設工事計画届	労基署	開始14日前	安衛則	31m超の建物等
	機械等設置移転届	労基署	開始30日前	安衛則	足場等
	クレーン設置報告	労基署	あらかじめ	クレーン則	3tf未満
	クレーン設置届	労基署	設置開始30日前	クレーン則	3tf以上
	ボイラー・一圧廃止報告書	労基署	遅滞なく	ボイラー則	
	事故報告書	労基署	遅滞なく	安衛則	
電気	自家用電気使用届	産業保安監督部	使用開始前	電気事業法	工事用

次頁に続く>

※手続きの詳細は、各提出先にお問い合わせください。

前頁からの続き

分類	許可申請・届出	提出先	提出時期	関係法令	備考
給排水	給水装置工事届	市町村			工事用
	下水道一時使用届	市町村			工事用
消防	消防指定水利廃止届	消防署	着工前	消防法	
	危険物貯蔵所廃止届	消防署	遅滞なく	消防法	
その他	保存地区内の行為届	都道府県	あらかじめ	古都保存法	
	埋蔵文化財区域内の届	文化庁長官	着工 60 日前	文化財保護法	
	各種近接工事協議	近接物管理者	あらかじめ		鉄道等

※手続きの詳細は、各提出先にお問い合わせください。

6 施工

工事の施工は、解体工事に先立って実施する“事前措置等”の完了を十分に確認したうえで、「解体工事計画」により適正に実施します。

6.1 工事管理

(1) 標識の掲示

建設業法では、建設業許可業者は、店舗及び現場ごとに“建設業の許可票”を掲示することが規定されています。また、建設リサイクル法でも、解体工事業者は、営業所及び解体工事の現場ごとに“解体工事業者登録票”を掲示することが規定されています。

様式については、それぞれ図1を参照してください。

図1 許可票・登録票の様式

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

建設業の許可票	
商号又は名称	
代表者の氏名	
主任技術者の氏名	専任の有無
資格名	資格者証交付番号
一般建設業又は特定建設業の別	
許可を受けた建設業	
許可番号	国土交通大臣 知事 許可()第 号
許可年月日	

35cm以上

解体工事業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	年 月 日
技術管理者の氏名	

35センチメートル以上

25センチメートル以上

(2) 技術管理者等の設置

建設業法では、その請け負った建設工事を施工するときは、建設工事の施工の技術上の管理を司る主任技術者又は監理技術者を置かなければならないと規定されています。また、建設リサイクル法では、解体工事における適正な施工を確保するため、分別解体等の指導・監督に必要な能力を持った技術管理者を選任しなければならないと規定されています。

(3) 作業上必要な有資格者の配置

解体工事を安全に実施するため、重機の操作、玉掛け、ガス溶断、足場等の各作業に必要な有資格者の配置状況を確認する必要があります。

(4) マニフェストの交付

解体工事の受注者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する際に、その種類ごとにマニフェストを交付します。また、それぞれの委託業務の完了後、産業廃棄物が適正に処理されたことを確認する必要があります。

6. 2 準備作業

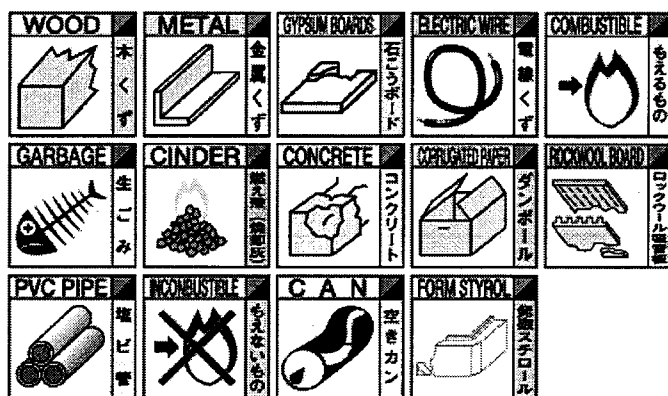
準備作業は、近隣条件、障害物条件、規制・交通等の条件に基づき立案した「準備作業計画」により実施します。「工事着手前に実施する措置」と重複する部分もありますが、作業内容としては、次のようなものがあります。

- a. 許可・届出の手続き等
道路使用許可、特定建設作業届等の必要に応じた手続き及び電線保護作業等を所定の期日までに完了させ、遅滞なく工事が開始できるようにします。
- b. 解体作業に係る事項
現場敷地内外での作業スペース、機材・機器類の搬入経路、建設廃棄物の分別集積場所・搬出経路等を確保しておきます。

建設廃棄物の分別集積場所については、現場の作業員が分別した建設廃棄物を迷うことなく分別できるように、図2のような“現場分別ステッカー”等も活用するように努めます。

図2 現場分別ステッカーの例

3-1-4図 建設現場の分別ステッカー



(出典) (社) 建築業協会

なお、準備作業においては、次の事項について留意が必要です。

- a. 準備作業に使用する資材・機材等の適切な選定及び現場への搬入
- b. 電気・ガス・水道・電話・CATV等に対する処置
- c. 植栽、設置物等で撤去、移植、移動するものに対する処置

6. 3 仮設作業

仮設作業は、足場、養生シート等の解体建築物等に設置されるものをいい、「仮設計画」により実施します。この作業で留意すべき事項は次のとおりです。

(1) 仮設設備

① 足場

- | | | |
|------|---|---|
| a. 材 | 料 | 所要の強度を有したものとします。 |
| b. 構 | 造 | 作業の安全性が確保でき、かつ高い作業効率が期待できるものとします。具体的には、筋交い、壁つなぎ、控え、火打ち等で補強し、風雨等に十分な強度を確保します。また、足場は、労働安全衛生法を遵守して設置します。 |
| c. 組 | 立 | 足場は、緩みのないように緊結して組み立てます。 |
| d. 作 | 業 | 親綱及び安全帯を常に着用し、安全に十分配慮して作業します。 |

② 養生シート

- | | | |
|---------|---|---|
| a. 材 | 料 | 一般的な解体工事においては、材質は防災シートとし、風雨等による音の発生が少なく、かつ破れにくいものを標準とします。大きな騒音の発生が予想される場合には、防音シート又は防音パネルを使用します。また、使用するシートは、破れ・汚れ等のないものとし、美観にも配慮します。 |
| b. シート掛 | | シート養生掛けは、足場と同じ高さ以上とします。また、シート間は隙間無く張り合わせ、騒音や粉塵がシートの隙間から漏出するのを防ぎます。 |
| c. 作 | 業 | 親綱及び安全帯を常に着用し、安全に十分配慮して作業します。 |

(2) 補強作業

一般的な木造建築物の場合は、解体にあたって建築物自体を補強する例は多くありません。しかし、老朽化や解体作業に伴う振動等により倒壊の危険性がある物件については、補強作業等が必要になります。

鉛直方向に崩落する危険性がある場合には“サポート類”を、水平方向に転倒する危険性がある場合には“筋交い等”を使用します。補強にあたっては十分な調査を行い、作業中の安全を確保しながら実施します。

6. 4 解体作業

解体作業は、「分別解体等の計画等」により着実に実施します。

計画に不備があると、順調な作業の進捗が期待できないばかりか、不必要な出費にもつながるので、特に注意が必要です。

具体的な作業の流れについては、「9 その他（参考資料）」中の「9. 1 木造建築物の解体工事実施例」を参考にしてください。

7 解体工事完了後の管理

7.1 マニフェストの確認

解体工事の受注者は、建設廃棄物の処理を委託する際に、マニフェストに産業廃棄物の品目、数量、種類、形状、荷姿、収集運搬業者名、処分業者名、取扱上の注意事項等を記入のうえ、収集運搬業者（下請負人が収集運搬業の許可等を得ている場合には、当該下請負人）に交付します。

委託した収集運搬業者からは、マニフェストB2票を回収し、処分場への運搬状況を確認します。また、委託した処分（再生利用も含む）業者からは、マニフェストD・E票を回収し、中間処分及び最終処分の状況を確認します。

7.2 発注者への報告等

建設リサイクル法では、対象建設工事の受注者は、その工事の発注者に対し、特定建設資材廃棄物の再資源化等に係る次の事項を工事完了後に書面で報告することが規定されています。

- | |
|---|
| a. 再資源化等が完了した年月日
b. 再資源化等をした施設の名称及び所在地
c. 再資源化等に要した費用 |
|---|

工事の発注者が費用負担した“特定建設資材廃棄物の再資源化等”が正規に実施されたことを報告するためにも、上記書面の補完資料として、マニフェストD・E票の写しを添付するように努めます。

完了報告の書面については、法令上様式の規定がありませんので、「完了報告の例」を参考にしてください。

7.3 各種書類、報告書等の管理・保管

解体工事の受注者は、工事の記録として、関係書類（解体工事計画、積算・見積書類、説明書、告知書、建設資材廃棄物の再資源化等が完了した旨の書面、マニフェスト）及びその他の資料を管理・保管します。また、建設リサイクル法の規定による解体工事業登録業者は、営業所ごとに図3の帳簿を備え付ける義務があります。

なお、解体工事の施工状況について、県等から関係書類の検査等を受けることがあります。

図3 解体工事業登録業者が備えるべき帳簿の様式

(A4)

注文者の氏名又は名称	
注文者の住所	郵便番号 (-) 電話番号 () -
施工場所	
着工年月日及び竣工年月日	自 年 月 日 至 年 月 日
工事請負金額	
当該工事に係る 技術管理者の氏名	

〈完了報告の例〉

再資源化等報告書

年 月 日

殿

住所（法人にあっては所在地）

氏名（人にあってはその名称及び代表者の氏名）

電話番号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 再資源化が完了した年月日
年 月 日
2. 再資源化等をした施設の名称及び所在地
別添 再生資源利用促進実施書のとおり
3. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用
_____万円（税込み）

公共建設工事においては、発注者が様式を定めている場合がありますので、ご注意ください。

8 建設リサイクル法による罰則

建設リサイクル法では、分別解体等及び解体工事業の登録に関する義務の履行を確実なものとするため、次のような罰則が規定されています。

(1) 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

- ① 登録を受けずに解体工事業を営んだ者
- ② 不正の手段によって解体工事業の登録を受けた者
- ③ 事業停止命令に違反して解体工事業を営んだ者

(2) 50万円以下の罰金

- ① 分別解体等又は再資源化等に関する命令に違反した者

(3) 30万円以下の罰金

- ① 対象建設工事の届出の内容に係る変更命令に違反した者
- ② 解体工事業の登録内容の変更が生じた場合において、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(4) 20万円以下の罰金

- ① 対象建設工事の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- ② 登録取消しの事実を発注者に通知しなかった者
- ③ 技術管理者を選任しなかった者
- ④ 解体工事業者又は対象建設工事の受注者で都道府県知事の報告徴収に対して報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- ⑤ 解体工事業者で都道府県知事の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- ⑥ 対象建設工事受注者で都道府県知事の検査を拒み、妨げ又は忌避した者

(5) 10万円以下の過料

- ① 再資源化等の実施状況に関する記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかった者
- ② 解体工事業の廃業等の届出をしなかった者
- ③ 解体工事業者の標識を掲げない者
- ④ 解体工事業者で帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

9 その他（参考資料）

9. 1 木造建築物の解体工事実施例

木造建築物の解体は、従来からの「手こわし工法」と「手こわし・機械併用分別解体工法」とに大別されます。

しかし、近年は解体工事量の増加に伴う専門職の不足、工期の短縮、省力化等により、木造解体の現場にも機械解体が普及しています。

ここでは、「手こわし工法」と「手こわし・機械併用分別解体工法」による木造建築物の解体工事の実施例（在来軸組構造の場合）をそれぞれ紹介します。

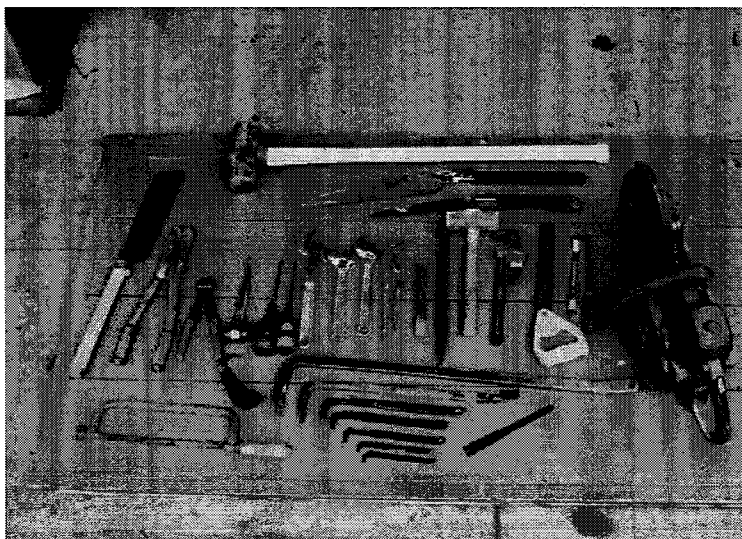
（1）手こわし工法

手こわし工法とは、文字とおり重機を使用せずに簡単な道具（バール等）で解体する工法です。「こわしや」と呼ばれる高度な技術をもった解体工により整然と順序良く丁寧に解体されます。

手こわし工法は、振動、騒音の発生が少ないのが特徴であり、建築面積が小規模な場合は機械解体と比較して効率的です。また、狭小敷地、住宅密集地などでは特に有効な解体工法ですが、高度な技術をもった作業員の高齢化や専門職の不足、解体費用の割増し、工期の長期化という課題があります。

手こわし工法の特徴

- ア. 発生材のリサイクルとリユースが容易である。
- イ. 振動、騒音など近隣への被害が少ない。
- ウ. 解体材の分別が容易である。
- エ. 密集地、狭小地の作業に適している。



a. 手こわしの道具の例

① 養生シート足場掛け（写真b）

三方向に養生シート足場を掛けます（現場の状況により四方に掛ける場合もあります）。養生シート足場の高さは瓦の飛散、防塵のため軒高より高めに掛けます。

② 内部造作の撤去（写真c）

建築設備機器を取り外し、内装材（石膏ボード等）を取り外します。石膏ボードの撤去に並行して断熱材も取り外します。



b. 既存建物と養生シート



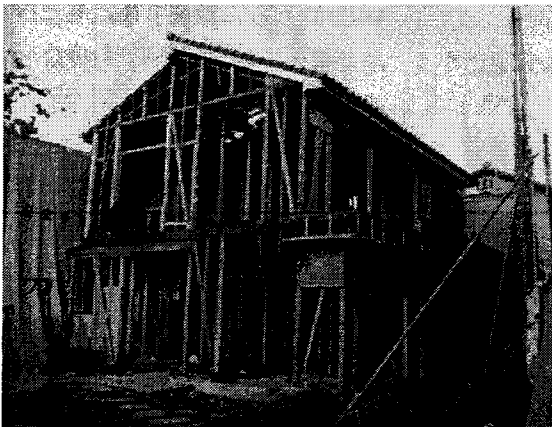
c. 内部造作の撤去

③ 2階外壁の撤去（写真d）

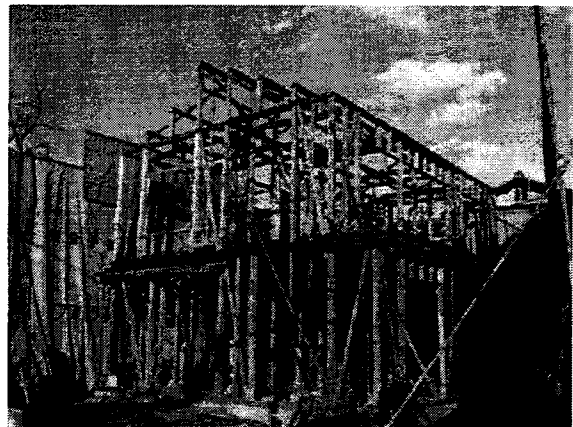
この段階で1階の天井、内壁、床組、外壁は取り外されています。2階の天井、内壁も取り外され、外壁もほぼ取り外されており、瓦も一部撤去されています。

④ 小屋組の解体（写真e）

2階小屋組を残して、内外部とも解体され軸組だけになっています。



d. 1、2階外壁の撤去



e. 小屋組の撤去

⑤ 2階軸組の解体（写真f）

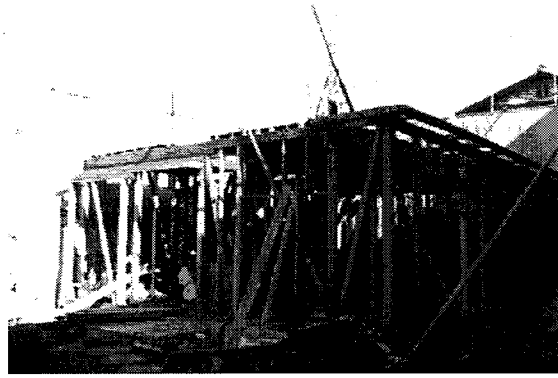
小屋組は既に解体されています。2階部分の軒桁を取り外し、2階軸組みを解体します。

⑥ 1階軸組の解体（写真g）

2階の軸組みは解体されています。2階床、根太を順次撤去します。1階部分の軸組も2階と同時に解体します。



f. 2階軸組の解体



g. 1階軸組の解体

⑦ 土台の解体（写真h）

土台部分は基礎コンクリートのアンカーボルトを外します。土台の下へパールを差し込み順序良く外します。



h. 土台の取り外し

※ 以降の解体作業は、手こわし・機械併用分別解体工法の⑪、⑫を参照してください。

(2) 手こわし・機械併用分別解体工法

機械解体は、自走式ベースマシンに解体用アタッチメントを装着した機械を用いた解体工法で、大規模な解体では作業能率が優れています。また、作業員が近寄れない場所でも作業ができるため、危険な人力作業を回避できる特性を持っています。

手こわし・機械併用分別解体工法は、石膏ボードや屋根葺き材の事前撤去を“手こわし”した後に、機械解体を行う解体工法です。

手こわし・機械併用分別工法の特徴

- ア. 建築設備機器の撤去を事前に行なう。
 - イ. 内装材の撤去を事前に行なう。
 - ウ. 屋根葺き材の撤去を事前に行なう。
 - エ. 機械と人力の併用により分別精度が向上する。
 - オ. 混合廃棄物の削減ができる。
 - カ. 手こわし工法に比べて工期の短縮と省力化が期待できる。
- } 原則、手こわし

① 設備機器の撤去（写真 i）

電気器具、洗面台、流し台、衛生陶器、浴槽等の設備機器を撤去します。平成13年4月から、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の4品は家電リサイクル法の対象になっており、消費者及び事業者は適切に処理することが求められています。また、エアコンの撤去にあたっては、フロンが放出しないよう、なるべく専門業者による取り外しを実施します。

② 建具等・畳の撤去（写真 j）

手こわし工法と同様の作業内容です。建具・襖・畳を外します。

ガラス類は別に処理します。畳・襖を現場に積み置く場合は、シート等で養生します。



i. 流し台の撤去



j. 畳の撤去

③ 内装材の撤去（写真 k）

内装材に使用されている石膏ボードは、他の廃棄物と混合しないように事前に撤去します。

石膏ボードは入念に撤去することが分別解体の重要なポイントです。ボードの撤去に並行して断熱材も取り外します。

④ 屋根葺き材の撤去（写真 l）

屋根葺き材の事前撤去が分別解体の成否の鍵になります。事前撤去により、解体中の瓦の飛散防止や建物上部の重量を軽減し、主要構造部材にかかる荷重を減らすことができます。3 m 以上の高所ではシュート等の補助具を使用するなどの飛散防止対策を行います。

特に、石綿スレート板等の非飛散性アスベスト含有建材の取扱いには注意が必要です。湿潤化したうえで、手ばらし作業を行い、壊さずに廃棄します。



k. 石膏ボードの撤去



l. 瓦降ろし

⑤ 屋根の解体（写真m）

十分な高さの重機作業範囲が確保できない場合は、屋根下地、小屋組材まで手こわしします。小型の機械や無理な体勢で解体すると解体材の飛散や倒壊・座屈の原因になるので注意が必要です。

⑥ 主要構造部材の解体(1)（写真n）

この段階から機械による解体になります。ベースマシンに解体アタッチメントを装着し、主要構造部材を解体します。

解体建築物の位置や作業箇所から判断して、妻側方向又は桁側方向のいずれから解体するかを選択します。



m. 屋根の解体



n. 桁側からの解体

⑦ 主要構造部材の解体(2)（写真o）

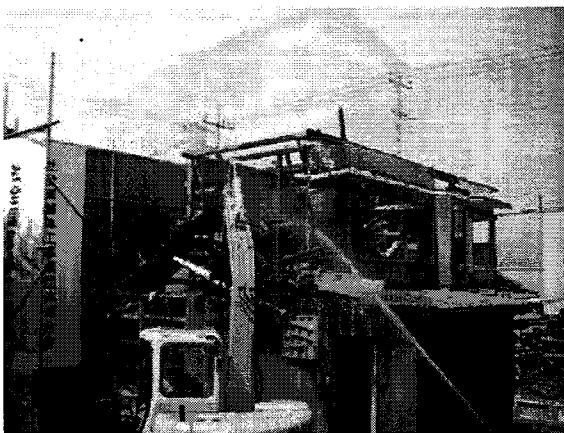
機械解体による場合、妻側方向からの解体が梁材を確実に掴めるので有効です。解体した木くずは、他の廃棄物が混入しないように手作業で仕分けします。

分別場所の確保が重要になります。

⑧ 主要構造部材の解体(3)（写真p）

おおむね屋根、小屋組、梁、柱・外壁の順に主要構造部材を解体します。

解体・分別・積み込み作業を1スパンごとに繰り返します。



o. 2階妻側からの解体



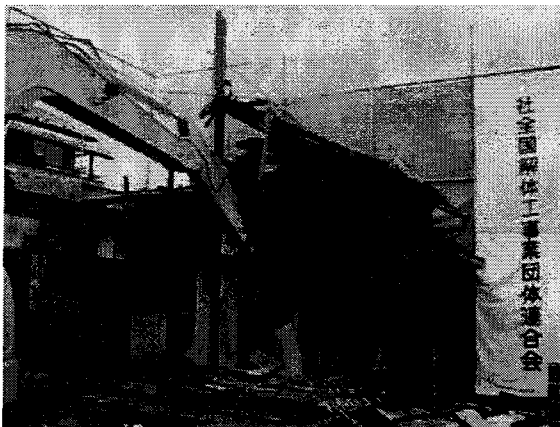
p. 2階妻側からの解体

⑨ 主要構造部材の解体(4) (写真 q)

最終部分の解体は、L字型またはコの字型に残し、転倒防止を図ります。

⑩ 主要構造部材の解体(5) (写真 r)

最終部分の外壁は、建物内部に充分抱え込むように倒し込みます。倒し込む部分の長さは建物の構造や機械の能力を十分に考慮します。



q. 1階妻側からの解体



r. 1階桁側の解体

⑪ 基礎の解体 (写真 s)

木造建築物の基礎は“布基礎”が一般的で、無筋又は有筋コンクリートに大別されます。無筋コンクリート布基礎は木造解体で使用したベースマシンで十分ですが、有筋コンクリート布基礎は圧砕機で小割して鉄筋を分離します。

破砕したコンクリートは再資源化施設へ搬出します。

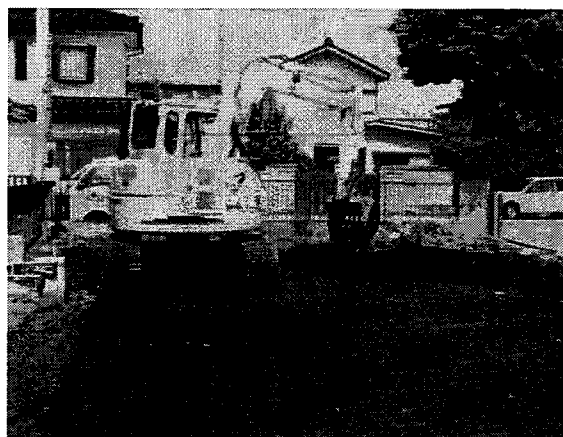
⑫ 整地 (写真 t)

発生材の搬出後、敷地内の不陸を調整します。

必要に応じて客土、埋め戻しをして整地します。



s. 基礎の解体



t. 整地

9. 2 届出書記載例

(様式第一号)

(A4)

届出書

茨城県 知事
市区町村長 殿

令和元年 〇月 〇日

フリガナ
発注者又は自主施工者の氏名(法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)
イバラキ タロウ
茨城 太郎
(郵便番号3***-XXXX)電話番号 02X-XXXX-****
住所 茨城県笠間市△△-△△
(転居予定先) (郵便番号3***-****)電話番号 02X-△△△-****
住所 茨城県水戸市△△-△△

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 工事の概要

- ① 工事の名称 ○○住宅解体工事
② 工事の場所 茨城県笠間市△△-△
③ 工事の種類及び規模
建築物に係る解体工事 用途 専用住宅、階数 2、工事対象床面積の合計 100 m2
④ 請負・自主施工の別: 請負

2. 元請業者(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

- フリガナ カブシキガイシャ
① 氏名(法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名) (株) ○×解体 代表取締役 解体一郎
② 住所 茨城県笠間市△△-△△
③ 許可番号(登録番号)
解体工事業の場合
解体工事業登録 茨城県 知事 (登-28) △△△ 号
技術管理者氏名 解体 次郎

3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

令和元年 〇月 △日

4. 分別解体等の計画等

- 建築物に係る解体工事については別表1
建築物に係る新築工事等については別表2
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3
により記載すること。

5. 工程の概要

別紙のとおり

(工事着手予定日) 令和元年 〇月 〇日
(工事完了予定日) 令和元年 〇月 X日

(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)

(注意)

- 1 □欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。
2 記名押印に代えて、署名することができる。
3 届出書には、対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真を添付すること。

※受付番号

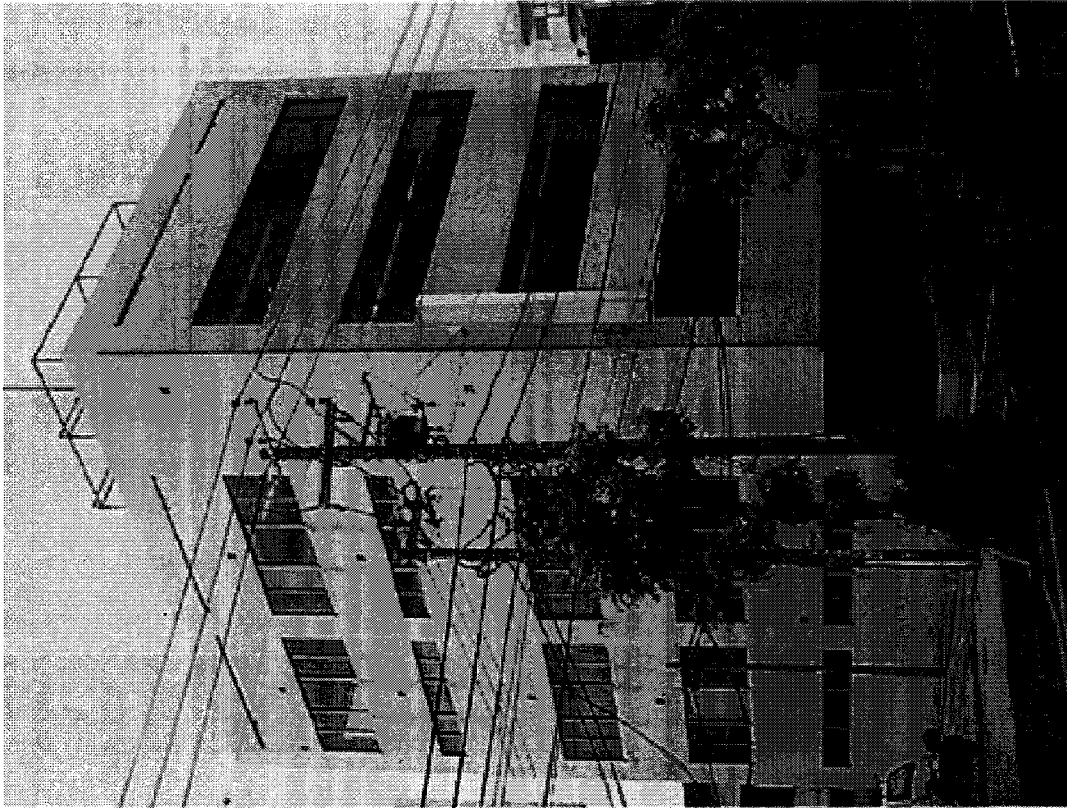
建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

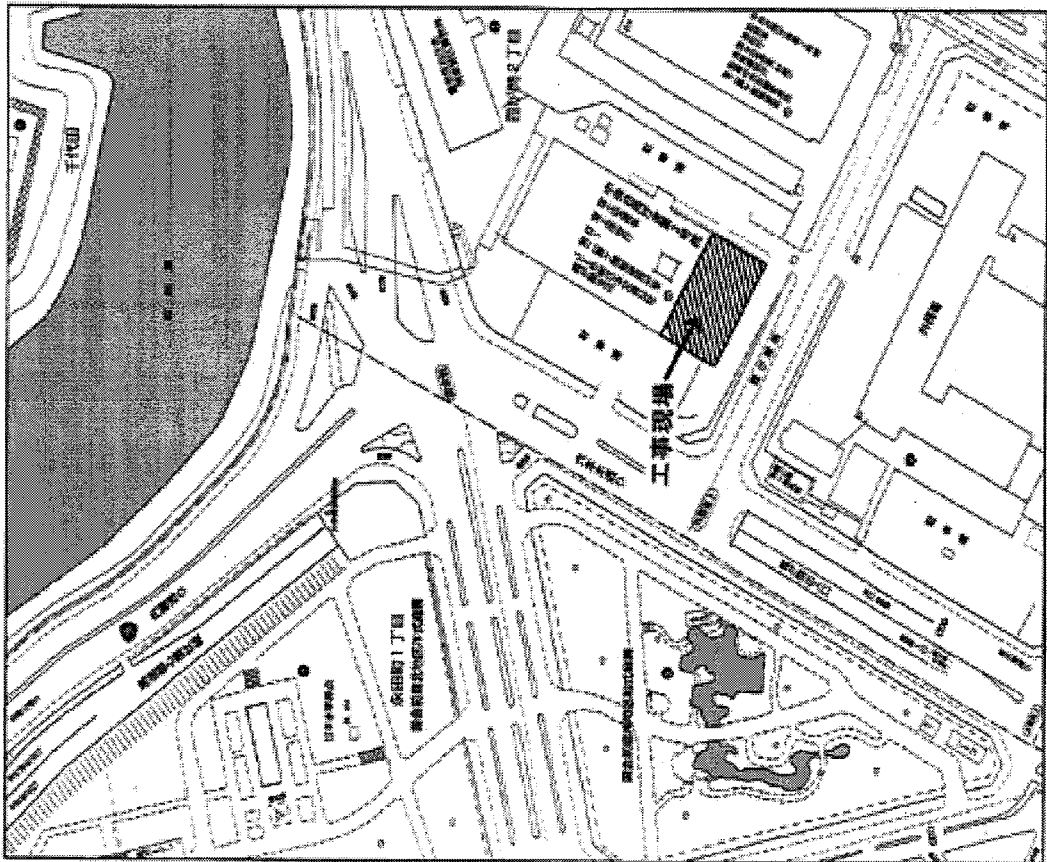
建築物の構造		<input checked="" type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他()		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 40 年、棟数 1 棟 その他()		
	周辺状況	周辺にある施設 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input checked="" type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約 1 m その他(住宅密集地)		
建築物に関する調査の結果及び、工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input checked="" type="checkbox"/> 不十分 その他()	隣地使用の承諾済、道路使用許可済	
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input checked="" type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 4 m 通学路 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他(大型車通行不可)	交通整理の常駐 2トントラックで搬出	
	残存物品	<input checked="" type="checkbox"/> 有(エアコン) <input type="checkbox"/> 無	工事施工までに搬出する	
	【石綿関係の記載】 ①特定建設資材に付着している場合 ②特定建設資材に付着していない場合	特定建設資材への付着物	石綿 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 飛散性石綿(吹付け石綿、石綿吹付けロックウール等) <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿(石綿含有ビニール床タイル等)	<input type="checkbox"/> 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿の適正処理の実施 <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿の適正処理の実施
		その他	石綿 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 飛散性石綿【吹付け】(鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹付けられた石綿) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿【吹付けではない】(石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材等) <input checked="" type="checkbox"/> 非飛散性石綿(石綿含有スレート板等)	<input type="checkbox"/> 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿の適正処理の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 非飛散性石綿の適正処理の実施
その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> フロン類使用機器(業務用エアコン、業務用冷凍冷蔵庫等)	<input checked="" type="checkbox"/> フロン類回収済み <input type="checkbox"/> フロン類回収予定		
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法	
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()	
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()	
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
⑤その他()	その他の取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		
工事の工程の順序		<input checked="" type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input type="checkbox"/> その他() その他の場合の理由()		
<input type="checkbox"/> 内装材に木材が含まれる場合		<input type="checkbox"/> ①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し <input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可 不可の場合の理由(建築物の構造上取り外しができないため)		
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		トン		
廃棄物発生見込み	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	
		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	25 トン	
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	
	<input checked="" type="checkbox"/> 建設発生木材	10 トン		
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他				
備考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

【設計図又は写真】



【付近見取り図（案内図）】



【工程表】

(建築物解体工事の場合)

記載例

作業内容	4月1日 (木)	4月2日 (金)	4月3日 (土)	4月5日 (月)	4月6日 (火)	4月7日 (水)	4月8日 (木)
①足場・養生シート等の設置							
②重機の搬入							
③障害物の除去							
④建具、畳等の撤去							
⑤石膏ボードの手壊し							
⑥手作業による瓦降し							
⑦機械併用の上屋解体							
⑧木材等の積込・搬出							
⑨非飛散性アスベストの積込・搬出							
⑩基礎・土間の解体							
⑪コン塊の積込・搬出							
⑫養生シート等の撤去							
⑬整地・完了							

(参考) 届出書の工事着手の時期

届出日から7日後以降の日付が記載されていること。

(例) 9月1日に着工予定であれば、8月25日以前に届け出る必要がある。

…8/24	8/25	8/26	8/27	8/28	8/29	8/30	8/31	9/1…
(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)
…8日前	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	当日…
	←届出日							着工日

〈建築物に係る解体工事「別表1」作成上の注意点〉

(1) 建築物の構造

解体する建築物の構造の種類により、該当するチェックボックスにチェックマークが付されていること。混構造の場合には該当する構造全てにチェックマークが付されていること。

(2) 建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容

① 建築物の状況

建築物のおよその築年数が記載されていること。対象建築物の棟数が記載されていること。

(例) 築年数 40 年、棟数 2 棟
その他の記載例
・ 屋根に破損部分あり など

② 周辺状況

工事現場周辺の状況について、周辺にある施設の該当するチェックボックス全てにチェックマークが付されており、隣地の敷地境界と当該建築物との最短距離が記載されていること。その他に、住宅密集地や交通量の多少等、具体的にその状況が記載されていること。

(例) その他の記載例
・ 敷地は〇〇団地内
・ 周辺畑地
・ 水田、農道（幅員 3m）あり、交通量少ない
・ 住宅密集地、交通量多い など

③ 作業場所の状況

解体用機械の設置場所、分別解体の作業場所の状況等について、チェックボックスにチェックマークが付されていること。

現状で作業場所がない等の場合には、その旨がその他に記載されており、工事前の措置として、作業場所を確保するための具体的な対策等が記載されていること。

(例) 建築物に関する調査の結果の記載例
・ 工作機械の設置場所はあるが、分別解体スペースなし など
工事前に実施する措置の内容の記載例
・ 廃棄物を分別する空き地が不足しているため、隣地を借地する など

④ 搬出経路の状況

廃棄物の発生する場所から道路までの搬出経路の状況について、段差、樹木等の障害物の有無や通学路の有無の該当するチェックボックスにチェックマークが付されており、前面道路の幅員等が記載されていること。その他に、交通規制の状況等が記載されていること。

障害物がある等の場合には、工事前の措置として、その対策が記載されていること。

(例) 建築物に関する調査の結果の記載例
・ 搬出経路に立木あり、敷地内におよそ 50 cm の段差あり など
工事前に実施する措置の内容の記載例
・ 搬出道路が狭いため道路使用許可を得て搬出する など

⑤残存物品の有無

建築物内部や敷地内の家電製品、タンス等の残存物品の有無について該当するチェックボックスにチェックマークが付されており、「有」の場合は、品目が記載されていること。

残存物品がある場合には、工事前の措置として、その対策が記載されていること。

(例) 工事前に実施する措置の内容の記載例
 ・収納家具は、工事施工前までに引き取りを依頼済み など

⑥特定建設資材への付着物の有無

建築物の特定建設資材に、吹き付け石綿等が付着している部分があるか、その有無についてチェックボックスにチェックマークが付されていること。(石綿については、参考別表参照)

なお、石綿の除去及び処分は、石綿関係法令(大気汚染防止法(大防法)、労働安全衛生法・石綿予防規則(労安衛法)等)に則り、適正に実施すること。

【石綿関係の記載】 ①特定建設資材に付着している場合	特定建設資材への付着物	石綿	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 飛散性石綿(吹付け石綿、石綿吹付けロックウール等) <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿(石綿含有ビニール床タイル等)	<input type="checkbox"/> 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿の適正処理の実施 <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿の適正処理の実施
		その他	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		

(例) 建築物に関する調査の結果の記載例
 ・天井部分に飛散性の石綿(非飛散性の石綿)が付着 など
 工事前に実施する措置の内容の記載例
 ・自治会との協議済み、周辺住民へ周知、吹き付け石綿の適正処理の実施など

⑦その他

石綿・その他の有害物質等があり、特定建設資材に付着していない場合には、この欄の区分に応じて記載されていること。(石綿については、参考別表参照)

石綿以外の有害物質(フロン等)が発生する等の場合には、その他の欄に、その種類、発生箇所等が記載されていること。

石綿以外の有害物質(フロン等)が発生する等の場合には、工事前の措置として、その対策が記載されていること。

②特定建設資材に付着していない場合	→その他	石綿	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 飛散性石綿【吹付け】(鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹付けられた石綿) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿【吹付けではない】(石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材等) <input checked="" type="checkbox"/> 非飛散性石綿(石綿含有スレート板等)	<input type="checkbox"/> 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿の適正処理の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 非飛散性石綿の適正処理の実施
		その他	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> フロン類使用機器(業務用エアコン、業務用冷凍冷蔵庫等)	<input checked="" type="checkbox"/> フロン類回収済み <input type="checkbox"/> フロン類回収予定

(例) 建築物に関する調査の結果の記載例/工事前に実施する措置の内容の記載例
 ・鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹き付けられた石綿有り/諸官庁に届出後、着手前に適正撤去(石綿作業主任者の選任など)、自治会との協議済み、周辺住民へ周知 など
 ・屋根葺き材に石綿スレート有り/石綿の適正処理の実施(石綿作業主任者の選任など) など
 ・変電施設、PCB使用トランス/諸官庁に届出後、着手前に適正搬出

【参考別表】 石綿（アスベスト）含有建材の製造時期

	石綿則区分	種類・（施工部位）	建材の種類（商品名・JIS規格）	製造時期
飛散性アスベスト	吹付け材 【レベル1】 （著しく発じん量の多い製品）	吹付け材	吹付け石綿（全商品）	～ 1975
			石綿含有吹付けロックウール（乾式・半乾式）	～ 1987
			湿式石綿含有吹付け材	～ 1989
			石綿含有パーライト吹付け	～ 1989
			石綿含有パーミキュライト吹付け	～ 1988
	保温材等 【レベル2】 （比重が小さく、発じんしやすい製品）	耐火被覆材 （S造の梁・柱等）	石綿含有耐火被覆板	～ 1978
			石綿含有珪酸カルシウム板第2種	～ 1999
		断熱材	屋根用折版石綿断熱材	～ 1989
			煙突石綿断熱材	～ 2004
		保温材 （配管エルボ、ボイラー等）	石綿保温材（旧JIS A 9502）	1914 ～
			けいそ土保温材（旧JIS A 9503）	～ 1980
			パーライト保温材（旧JIS A 9512）	1961 ～
			石綿珪酸カルシウム保温材（旧JIS A 9510）	1951 ～
			水練り保温材	～ 1988
非飛散性アスベスト	その他石綿含有建材（成形版等） 【レベル3】 （発じん製の比較的低い製品）	内装材 （壁、天井）	スレートボード（全商品）	～ 2004
			珪酸カルシウム板第1種	～ 1997
			パルプセメント板	～ 2004
			スラグ石膏板	～ 2004
			押出成形品	～ 2004
			石綿含有岩綿吸音板	1964 ～
			石綿含有石膏ボード	1970 ～
		耐火間仕切り	珪酸カルシウム板第1種	1960 ～ 200
		床材	ビニル床タイル	～ 1987
			フロア材	～ 1990
			押出成形品	～ 2004
		外壁材 （外壁、軒天）	窯業系サイディング	～ 2004
			スラグ石膏板	～ 2004
			パルプセメント板	～ 2004
	押出成形セメント板		～ 2004	
	スレートボード（全商品）		～ 2004	
	スレート波板（全商品）		～ 2004	
	屋根材	珪酸カルシウム板第1種	1960 ～	
		住宅化粧用スレート	～ 2004	
		煙突材	石綿セメント円筒	～ 2004

※出典：「建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い」（平成25年11月建設副産物リサイクル広報推進会議）

(3) 工程ごとの作業内容及び解体方法

① 建築設備・内装材等

建築設備及び内装材等の取り外しの有無、分別解体等の方法について、それぞれチェックボックスにチェックマークが付されていること。この工程における分別解体等の方法は、原則として手作業であることが法令に規定されている。機械併用の場合にはその理由が記載されていること。ただし、工期短縮のため等の理由は、法の趣旨から認められない。

建築設備には、原則として軒桶、豎桶等は含まず、受水槽や室内の建築設備を対象とする。軒桶、豎桶等は外装材として取り扱う。

② 屋根ふき材

屋根ふき材の取り外しの有無、分別解体等の方法について、それぞれチェックボックスにチェックマークが付されていること。この工程における分別解体等の方法は、原則として手作業であることが法令で規定されている。機械併用の場合にはその理由が記載されていること。ただし、工期短縮のため等の理由は、法の趣旨から認められない。機械併用の理由としては、労働安全衛生法に基づき足場、命綱等の設備を設置してもなお屋根版の腐朽、トタン屋根のため滑りやすい等の理由により、屋根上での作業に危険が伴う場合等がある。

瓦等が存在しない場合、屋根ふき材の取り外しは「無」となる。

③ 外装材・上部構造部分

外装材及び上部構造部分の取り壊しの有無、分別解体等の方法について、それぞれチェックボックスにチェックマークが付されていること。

④ 基礎・基礎ぐい

基礎及び基礎ぐいの取り壊しの有無、分別解体等の方法について、それぞれチェックボックスにチェックマークが付されていること。

⑤ その他

その他の取り壊しの有無、分別解体等の方法について、それぞれチェックボックスにチェックマークが付されていること。その他の取り壊し工事がある場合には、工程欄の括弧内に具体的な工程が記載されていること。

(4) 工事工程の順序

基本的に上段のチェックボックスにチェックマークが付されていること。その他のチェックボックスにチェックマークが付されている時は、工程の順序及び理由が記載されている必要がある。理由としては、複数工程を同時に行う場合や一部工程の工事が無い場合等が考えられる。

(5) 内装材に木材が含まれる場合

内装材に木材が含まれている場合には、あらかじめ分別に支障となる木材等と一体になった石膏ボード等の建設資材を取り外したうえで、当該木材を取り外す必要があり、上記(3)①の工程における順序の可否について、チェックボックスにチェックマークが付されていること。不可の場合には、石膏ボードと木材が密着しているため等の理由が記載されていること。

(6) 建築物に用いられた建設資材の量の見込み

建築物に用いられた建設資材について、特定建設資材だけでなく全ての資材について記載されている必要がある。数量については、四捨五入による整数表示でよい。

(7) 廃棄物発生見込量

発生する特定建設資材廃棄物の種類ごとに該当するチェックボックスにチェックマークが付され、発生量の見込みが記載されていること。「発生が見込まれる部分」の欄には、様式下欄の注意事項に従い、チェックボックスに適切にチェックマークが付されていること（コンクリート及び鉄から成る建設資材は、コンクリート塊に含まれる）。数量については、四捨五入による整数表示でよい。

(8) 備考欄

備考として記載する事項があれば記載する。

9. 3 廃棄物排出原単位

	廃棄物の量(1m ³ あたり)				1坪あたり(3.3m ²)		1m ² あたり	
	重量(kg)	重量率(%)	容積(m ³)	容積率(%)	重量(kg)	容積(m ³)	重量(kg)	容積(m ³)
木くず	192,932	20.48%	918.57	45.55%	288.64	1.374	87.47	0.42
がれき類	446,955	47.45%	394.26	19.55%	668.69	0.590	202.63	0.18
混合廃棄物	175,280	18.61%	215.70	10.70%	262.24	0.323	79.47	0.10
瓦	67,630	7.18%	89.90	4.46%	101.18	0.135	30.66	0.04
石膏ボード	26,390	2.80%	67.93	3.37%	39.48	0.102	11.96	0.03
建具、畳	11,460	1.22%	86.69	4.30%	17.15	0.130	5.20	0.04
廃プラ類	4,392	0.47%	58.82	2.92%	6.57	0.088	1.99	0.03
金属くず	12,770	1.36%	174.58	8.66%	19.11	0.261	5.79	0.08
ガラス	3,820	0.41%	6.63	0.33%	5.72	0.010	1.73	0.003
クロス	262	0.03%	3.38	0.17%	0.39	0.005	0.12	0.002
合計	941,891	100.00%	2,016.46	100.00%	1,409.17	3.018	427.02	0.92

資料：「新・解体工法と積算（財団法人 経済調査会）」



〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

茨城県土木部検査指導課建設リサイクル担当

TEL : 029-301-4386 FAX : 029-301-4389

E-mail : kensa4@pref. ibaraki. lg. jp